

従事者共済会NEWS

通巻№47

March 2025

【発行】社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 従事者共済会
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-8-11 東京YWCA会館 3階
TEL 03-5283-6898 FAX 03-5283-6997



「共済会システム」に登録されたメールアドレスもしくはFAXにお送りしています。
東社協 HP (<http://www.tcsww.tvac.or.jp/>)「従事者共済会」ページからもご覧いただけます。

◆令和7年度の事業計画・予算が承認されました(第3回代議員会報告)

2月27日(木)の代議員会において、令和7年度の事業計画・予算を承認いただきました。
従事者共済会では「共済会システム」による各種届出や書類出力等で電子化が進んでいます。
現在、退職共済金の請求時に郵送が必要(紙による手続き)ですが、令和7年度途中から、システムを活用する方法に変更する予定です。運用の変更点を契約施設・団体に対し丁寧に周知し、円滑な移行を図ります。

資産運用に関しては、3年に1度行っている財政決算とあわせ当初予定よりも前倒しでALM分析を実施し、今後の財政運営、制度設計を検討します。また、東京都社会福祉協議会の中期計画の一環として、関連部署との情報交換等を通じた共済会の契約促進活動を行います。

令和7年度も引き続き「共済会システム」の運用による事務利便性の向上、退職共済金制度としての安定的な運営・堅実な資産運用に努めてまいります。

項目	内容
1 契約者・加入者の管理、退職共済金の給付	従事者共済会制度にかかわる事務を適切に行い、制度を安定的に運営します。
2 貸付金事業の実施	貸付金利／普通貸付 2.0%、特例貸付 1.0% (金利は据え置き) 課題解決に向け令和6年度に実施した提出書類の変更や説明資料の作成等の効果を検証し、円滑な事業実施を行います。
3 資産の運用・管理	資産運用コンサルティングを受け、安全かつ適切な運用を行います。また、資産運用委員会を四半期ごとに開催し、運用実績の確認・検証を行います。財政決算・ALM分析を同時に実施し、今後の財政運営、制度設計を検討します。
4 制度の運営	代議員会(年3回)、幹事会(随時)、資産運用委員会(年4回)において、事業運営における重要事項の協議を行います。
5 事務利便性の向上	共済会システムによる事務利便性の向上に、より一層取り組みます。 退職共済金の手続き等運用の変更点に関する事務説明会(動画配信)を行います。運用の変更点を反映するため、従事者共済会手引きの改訂を行います。
6 広報・加入促進活動	契約施設が増えるよう、関連部署と協働して広報を行います。
7 福利厚生事業の実施	レジャー施設等の提携企業との割引契約を継続します。

◆従事者共済会規程・細則を一部改正しました

従事者共済会では「共済会システム」による電子化が進み、2024年1月分の届出からはすべての契約施設・団体で、各種届出内容の入力(電子申請)・掛金等の請求書類や届出承認書類の出力をいただいています(現在、退職共済金の請求のみ紙による手続きが残っていますが、令和7年度途中から請求もシステムを活用する予定です)。こうした状況を踏まえ、規程を電子手続きを前提とした内容とし、現在の共済契約が、従事者共済会と事業主間の契約であるこ

とをわかりやすく示すために、第3回代議員会および東京都社会福祉協議会の理事会で承認いただき、従事者共済会規程・細則を一部改正しました。

- 【規程の主な改正内容】
- 1 電子化前の紙で提出が必要だった書類の様式名を統一した表現に変更する。
 - 2 従事者共済会と事業主間で締結する共済契約に関わる内容と共済契約に加入する個人（各契約者が経営する施設等で退職金制度の受益者とされた者、加入者と定義）に関わる内容を整理して示す。
 - 3 共済加入や退職共済金請求の主体は加入者であり、加入者が契約者に手続きを委任して行うことを明記する。

規程改正に伴い、代議員会運営細則、貸付金細則、資金管理細則についても規程と表現を合わせたり、文言修正を行いました。

詳細は、従事者共済会ウェブサイト(<https://www.tcs.w.tvac.or.jp/kyosaikai/index.html>)をご確認ください。

※規程・細則の一部改正は、現在の運用実態にあわせて内容を整理することが趣旨となりますので、今回の改正により、現時点で契約施設・団体が行うことに大きな変更はありません。（7年度に予定している退職共済金の請求手続きの変更については、改めて周知いたします）。

◆従事者共済会の状況について

◆◆◆令和7年1月現在の加入状況◆◆◆

【契約施設・団体数】 (単位：か所)			【加入者数】 (単位：人)			
5年度末	7年1月現在	増減		5年度末	7年1月現在	増減
2,888	2,913	25	加入者総数	60,890	61,341	451
			男性	19,177	19,226	49
			女性	41,713	42,115	402

◆◆◆令和6年12月末現在の資産状況（時価）◆◆◆

							(単位：円)		
			令和6年3月末	令和6年12月末	資金構成割合	基本ポートフォリオ			
						乖離許容			
退職共済金運用資金（積立金）			77,938,055,798	79,007,864,399					
預貯金 ※1			6,321,172,441	4,333,829,409	9.27%	8.0%	—		
定期預金			4,000,000,000	3,000,000,000					
自家運用（債券）		国債・都債	49,628,598,458	54,449,026,926	83.09%	84.5%	79.5～89.5%		
委託運用（4社）	A社	国内債	4,040,176,839	3,952,862,750					
	B社		3,753,402,846	3,664,340,056					
	C社		3,734,471,433	3,664,403,072					
	D社	国内株	2,223,994,910	2,308,176,495	2.92%	2.0%	1～3%		
		外国債	1,963,171,103	2,053,856,993	2.60%	2.5%	1.5～3.5%		
C社	外国株	2,273,067,768	1,581,368,698	2.00%	2.0%	1～3%			
貸付金			108,055,056	100,562,395	0.13%	1.0%	—		
退職共済金支払基金合計			78,046,110,854	79,108,426,794	100.00%	100.0%			

※1 委託運用各機関の短期資産保有額を含む

<事務ご担当者さまへ>

例年3月・4月は、1年を通じて最も手続きが多い時期となります。この時期に多い届出の注意事項やよくあるご質問等をまとめましたので、ご確認をお願いいたします。

(1) 3月末退会の手続き・送金までのスケジュール

3月末退会者については、共済会システムから①解除届、②受給申請(加入12か月以上の場合)を入力後、退会者の自署を受けた受給申請書が、**4月10日までに共済会に到着した場合、4月末の送金**となります(退職共済金の給付における最短のスケジュールです)。年度末により郵便事情が影響を受けることも考えられますので、ぜひお早目の郵送をお願いします。

※受給申請書の「受給者記入欄」の住所は、申請時点の住所を記入してください。

(2) 「受給申請」入力前に「退職共済金受給申請書」で本人署名を受けた場合

退職者の有休消化などの関係で「退職共済金受給申請書」を様式(紙)ベースで作成し、本人署名を受けた場合は、必ずその後に共済会システムの「受給申請」ボタンから口座情報等を入力してください(遺族請求の場合除く)。共済会へは署名を受けた受給申請書の原本を郵送してください。

(3) 4月1日加入の加入届の取消・訂正可能期間

4月1日加入の加入届は、共済会での承認前の4月10日までは届出を削除することができます。4月10日を過ぎ、共済会承認後は取消できませんのでご注意ください。また、加入届の「掛金に関する訂正」(加入月、算定基礎額)は届け出た月の締切日を基準に2か月以内となっております。必ず加入申込書等で誤りがないかご確認ください。

(4) 貸付利用中の退会・法人内異動・法人間転出について

貸付金事業を利用中の退会・法人内異動・法人間転出(転職)の手続きについては、退職等の事実が発生した直近の締切日(翌月10日)までに、必ず届出を行ってください。

例)3月末退会 ⇒ 4月10日必着

特に退職される場合で、貸付残額を退職共済金から控除(未返還金に充当)する場合には、必ず退職前に「受給申請書」「貸付残額の控除について(退職時)」を作成し、本人署名の上、上記期間までに従事者共済会に書類が届く必要があります(郵送必着)。

上記期間までに届出がない場合には、貸付金の返還請求は継続し、従事者共済会では精算等の処理はできませんので、ご注意ください。

(5) 累計額証明書の印刷について

「累計額証明書(2024年度末現在)」は4月1日発行予定です。各施設・団体にて「共済会システム」から出力ください。

*** **事務のご担当者さま交代に伴う注意事項・ご活用情報** ***

<注意> 共済会システムのIDの発行について

IDとパスワードは、セキュリティ管理のため使い回しすることなく、厳重に管理してください。事務担当者が交代される場合は、管理者権限のIDから必ず新しいIDを作成の上、前任者のIDを削除してください。

◆ 従事者共済会に関する会計処理研修(2025年6月末まで)

⇒ 入会時・転出・転入時に必要な会計処理や、加入者が退職共済金を受給した際の会計処理等に関する研修です。「共済会システム」ログイン後の、メインメニュー画面「従事者共済会に関する会計処理研修はこちら」のURLよりご視聴いただけます。